

情報本部仕様書			
物品番号	仕様書番号		
品名 又は 件名	専用回線の借上	DIH-LK-15014J	
		大臣承認	令和 年 月 日
		作成	平成27年 6月24日
		改正	令和 3年 2月 8日
			令和 5年12月18日
作成	情報本部計画部		

## 1. 総則

1.1 適用範囲 この仕様書は、専用回線（以下、“本回線”という。）の借上について適用する。

1.2 用語の定義 この仕様書における用語の定義は、“JIS X 0001~JIS X 0032”、“IEEE規格”、“IETF標準勧告”、“ITU-Tにおける国際勧告”、“ISO規格”によるほか、必要に応じて「調達要領指定書」に示すものとする。

### 1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書 この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、特に版を指定するもの（引用文書の前に、※印をもって示す。）のほかは、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。ただし、本役務の履行中に、引用文書に定める法令等に変更があった場合は、その最新版が優先されるものとする。

#### a) 規格

- 1) JIS X 0001~JIS X 0032 情報処理用語
- 2) IEEE規格
- 3) IETF標準勧告
- 4) ITU-T勧告
- 5) ISO規格

#### b) 法令等

- 1) 情報本部における立入禁止場所等に関する達（平成20年情報本部達第4号）
- 2) 情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）  
[防装庁（事）第3号（31.1.9）]

### 1.3.2 関連文書

- 1) 災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）
- 2) 秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）
- 3) 電気通信事業法（昭和59年12月15日法律第86号）
- 4) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年5月31日法律第100号）

## 2. 本役務に関する要求

2.1 本役務の実施体制 契約の相手方は、本契約の実施にあたって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官側と協議するものとする。

- 1) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（以下、“業務従事者”という。）を確保するものとする。
- 2) 前記1)の業務従事者が過去に本契約と同様の経験を有するものとする。
- 3) 上記1)の業務従事者が、前記2)に掲げるもののほか、履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有するものとする。
- 4) 前記3)の業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあるものとする。

### 2.2 借上範囲

- 2.2.1 **借上区間** 「調達要領指定書」に定める区間とする。
- 2.2.2 **借上回線** 「調達要領指定書」に定める回線とする。
- 2.2.3 **帯域** 「調達要領指定書」に定める帯域とする。
- 2.2.4 **責任分解点** 同線終端端末装置のLAN側インターフェースとする。
- 2.2.5 **構内回線の使用** 官による指示があった場合には、基地等内の構内回線を使用するものとする。
- 2.3 **性能**
  - 2.3.1 **インターフェイス** 「調達要領指定書」に定めるインターフェイスとする。
  - 2.3.2 **稼働率** 99.999%以上とする。
  - 2.3.4 **中継区間等の抗たん性** 本回線の多重中継区間においては2方路以上を有し、障害があった場合でも瞬時に復旧ができること。また、**災害対策基本法**に基づき、通信回線の抗たん性確保に関連する計画を定めるとともに、当該計画に定めた事項を実施することにより、平素から災害等の発生時における抗たん性確保のための取り組みが行われる体制を有していること。
  - 2.3.5 **障害原因究明** 通信に障害が発生した場合、その原因究明及び迅速な復旧に努めること。
  - 2.3.6 **通信障害通知受付等** 通信に障害が発生した場合の通知を、常時受付できる体制であること。また、通知があった場合に、速やかに回線終端端末装置間の通信点検ができること。
- 2.4 **役務履行期間** 「調達要領指定書」に定める期間とする。
- 3. **その他の指示**
  - 3.1 **秘密保全** 本回線の情報保全の徹底に努めるとともに、本契約の履行により直接又は、間接的に知り得た内容に関して、防衛省の許可なく部外への利用又は公表等を行ってはならない。
  - 3.2 **第三者の届出** 契約相手方が第三者を従事させる場合は、**情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）**に基づき、所用の届出等を実施するものとする。
  - 3.3 **立入禁止区域の立入** 立入禁止区域へ立ち入る必要が生じた場合は、事前に**情報本部における立入禁止場所等に関する達**又は**秘密保全に関する訓令**等に基づき許可を得ていなければならない。
  - 3.4 **官側の支援** 契約の相手方は、次の事項について官側の支援を必要とする場合には、官側と調整し、無償で官側の支援を受けることができる。
    - 1) 現地における官側が保有する電話、電力、水等の使用
    - 2) 現地における本契約の履行に必要な、官有器材及び施設等の利用
    - 3) その他、支出負担行為担当官が必要と認めた事項
  - 3.5 **仕様書の疑義** 契約相手方は、本仕様書に疑義を生じた場合は、速やかに支出負担行為担当官と協議するものとする。

調達要領指定書	発簡番号	
	調達要求番号	21-08-0126-4006
	調達要求年月日	令和8年1月26日
	作成部課	情報本部計画部
	作成年月日	令和8年1月26日
品名	専用回線の借上	
仕様書番号	D I H - L K - 1 5 0 1 4 J	

## 指定事項

### 1.2 用語の定義

用語の定義は、次による。

#### a) 回線終端端末装置

各拠点に設置し、イーサインターフェイスを提供するための端末設備

#### b) 帯域

通信事業者が提供する通信回線の容量であり、1秒あたりに伝送可能な信号量を Bit 単位で表したもの

#### c) 稼働率

可用性(availability)の判断基準の1つであり、以下のとおり定義する。

稼働率(%) = {サービス提供時間(分) - サービス停止時間(分)} / サービス提供時間(分) × 100

- ・ サービス提供時間 = 暦月の日数 × 24 時間 × 60 分 × 回線数
- ・ サービス停止時間 = サービス提供時間対象回線、各月の障害等により利用できなかった時間(分) (故障復旧時刻 - 回線障害発生時刻) の累計

※ただし、事前に通知があり、官が承認した計画停止は除く。

#### 2.2.1 借上区間 防衛省情報本部と在日米軍司令部間

#### 2.2.2 借上回線 防衛省情報本部と在日米軍司令部間を結ぶ1提供業者が監視可能な通信回線及び防衛省情報本部と在日米軍司令部間に設置する回線終端端末装置とする。

なお、通信回線は帯域を保証し、かつ、他ユーザーから影響がないイーサ専用線とする。また、回線借用を開始するにあたり、防衛省情報本部側及び在日米軍司令部間側について、指定した光成端箱まで回線終端端末装置から、光ファイバー回線を設置するものとする。

#### 2.2.3 帯域 借上回線は100Mbps程度の帯域が完全保証される2回線とする。

#### 2.3.1 インターフェイス Ethernet 100BASE-TX以上とし、細部は次のとおりとする。

##### a) 防衛省情報本部側

- 1) コネクター種別：RJ-45
- 2) ファイバー種別：UTP (Cat 5以上)

##### b) 在日米軍司令部側

- 1) コネクター種別：RJ-45
- 2) ファイバー種別：UTP (Cat 5以上)

#### 2.4 役務履行期間 契約締結日から令和9年3月31日